

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 9 号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 瀬戸市市税条例（昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市民税の納税義務者等) 第 10 条 <省略> 2 <省略> 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 <u>令</u> 第 47 条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 11 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	(市民税の納税義務者等) 第 10 条 <省略> 2 <省略> 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 <u>地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）</u> 第 47 条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 11 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。
(法人税割の税率) 第 16 条 法人税割の税率は、 <u>100 分の 6.0</u> とする。	(法人税割の税率) 第 16 条 法人税割の税率は、 <u>100 分の 9.7</u> とする。
(法人の市民税の申告納付) 第 30 条 <u>市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、</u>	(法人の市民税の申告納付) 第 30 条 <u>法人の市民税の納税義務者は、法第 321 条の 8 の規定により、法人の市民税の申告書を市長に提出し、その申告した税額を納付しなければならない。</u>

第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提

出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第30条の3第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第5条の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法

人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第30条の2第3項及び第30条の3第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の7に規定する連結子法人をいう。第30条の2第3項及び第30条の3第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第30条の3第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第30条の3第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第30条の3第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第5条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第30条の2 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る

法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第

22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延

滞金)

第30条の3 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

（軽自動車税の納税義務者等）

（軽自動車税の納税義務者等）

第50条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に
対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境
性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自
動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者
には、法第443条第2項に規定する者を含ま
ないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の
規定により種別割を課することができない者で
ある場合には、第1項の規定にかかわらず、そ
の使用者に課する。ただし、公用又は公共の用
に供する軽自動車等については、これを課さな
い。

(軽自動車税のみならず課税)

第50条の2 軽自動車等の売買契約において売
主が当該軽自動車等の所有権を留保している場
合には、軽自動車税の賦課徴収については、買
主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車
の取得者（以下この節において「3輪以上の軽
自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の
所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽
自動車等について、買主の変更があったとき
は、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車
の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、
軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等
（以下この項において「販売業者等」とい
う。）が、その製造により取得した3輪以上の
軽自動車又はその販売のためその他運行（道路
運送車両法第2条第5項に規定する運行をい
う。次項において同じ。）以外の目的に供する
ため取得した3輪以上の軽自動車について、当

第50条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自
動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車
（以下軽自動車税について「軽自動車等」とい
う。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売
主が当該軽自動車等の所有権を留保していると
きは、軽自動車税の賦課徴収については、買主
を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の
規定により軽自動車税を課することができない
者である場合には、その使用者に課す
る。ただし、公用又は公共の用に供するもの
については、これを課さない。

該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第51条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
 - (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
 - (3) 血液事業の用に供するもの
 - (4) 救護用の物資の運搬の用に供するもの
- （環境性能割の課税標準）

第51条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第51条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第50条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第51条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第51条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第51条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第51条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第59条第1項各号に

掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第52条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) <省略>

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。）

年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

(a) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(b) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額

3,200円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) <省略>

(種別割の賦課期日及び納期)

第53条 種別割の賦課期日は、4月1日とす

(軽自動車税の税率)

第52条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) <省略>

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。）

年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,2

00円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) <省略>

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第53条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日と

る。

2 種別割の納期は、5月11日から6月10日までとする。

3 <省略>

(種別割の徴収の方法)

第55条 種別割は、普通徴収の方法により徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第56条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4

する。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から6月10日までとする。

3 <省略>

(軽自動車税の徴収の方法)

第55条 軽自動車税は、普通徴収の方法により徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第56条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4

の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第50条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から15日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第57条 軽自動車等の所有者等又は第50条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 <省略>

(種別割の減免)

第58条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるもの及びその他特に必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)から(8)まで <省略>

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第50条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第57条 軽自動車等の所有者等又は第50条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する。

2及び3 <省略>

(軽自動車税の減免)

第58条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等その他特に必要と認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

(1)から(8)まで <省略>

3 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、市長に対し、直ちにその旨を申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第59条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) <省略>

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精

らない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第59条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、規則で定めるもの（1台に限る。）

(2) <省略>

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手

神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第60条 <省略>

2 法第445条又は第50条第3項ただし書若しくは第51条の2の規定により種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受

帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

3 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第58条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定により軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第60条 <省略>

2 法第443条又は第50条第3項ただし書若しくは第50条の2の規定により軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受

けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は第50条第3項ただし書若しくは第51条の2の規定により種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3から5まで <省略>

6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7及び8 <省略>

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条の2の5 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第13条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第5条の2の8の2 平成22年度から平成43

けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条又は第50条第3項ただし書若しくは第50条の2の規定により軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3から5まで <省略>

6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7及び8 <省略>

附 則

第5条の2の5 削除

第5条の2の8の2 平成22年度から平成41

年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第15条及び第17条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 <省略>

（法人税割の税率の特例）

第7条の3 平成26年10月1日から開始し、平成31年9月30日までの間に終了する各事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第16条の規定にかかわらず、100分の8.4とする。

2 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいう。次項において同じ。）が1億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第10条第3項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,500万円以下の法人に対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第15条及び第17条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 <省略>

（法人税割の税率の特例）

第7条の3 平成26年10月1日から開始し、平成31年9月30日までの間に終了する各事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第16条の規定にかかわらず、100分の12.1とする。

2 法人等のうち、資本金等の額（資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額との合計額をいう。次項において同じ。）が1億円以下のもの若しくは資本の金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法第294条第8項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下本条において同じ。）が年1,500万円以下のものに対する各事業年度（清算確定申告に係る清算事業年度を除く。）分又は連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割

<p>3 前項の規定を適用する場合において、<u>資本金等の額が1億円以下であるかどうかの判定は、法第312条第3項第1号から第3号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日現在による。</u></p> <p>4 <省略></p> <p>5 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人等に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1, 500万円以下」とあるのは、「1, 500万円に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下」とする。</p> <p>6 <省略></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p>	<p>額に12.1分の2.4を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>3 前項の規定を適用する場合において、<u>資本等の金額は、法第312条第3項第1号から第2号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日現在における資本等の金額による。</u></p> <p>4 <省略></p> <p>5 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人等に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1, 500万円」とあるのは、「1, 500万円に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p> <p>6 <省略></p>
<p><u>第7条の3の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章の規定にかかわらず、愛知県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p><u>第7条の3の3 市長は、当分の間、第51条の8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p>(1) <u>天災その他特別の事情により滅失又は損壊した3輪以上の軽自動車に代わるものと認められる3輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p>(2) <u>取得した3輪以上の軽自動車が、その取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p>(3) <u>身体障害で規則で定めるもの又は精神障害</u></p>	

若しくは知的障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者等」という。）が、自ら運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得

(4) 前号に規定する身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるもの（以下「重度身体障害者」という。）又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該3輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。）における当該3輪以上の軽自動車の取得

(5) 身体障害者で規則で定めるもの又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する3輪以上の軽自動車を取得した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得

(6) 構造上身体障害者で規則で定めるものの利用に供するものと認められる3輪以上の軽自動車の取得

(7) 専ら身体障害者で規則で定めるものが運転するための構造変更がなされた3輪以上の軽自動車の取得

2 市長は、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の3輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する3輪以上の軽自動車を取得し

た場合における当該3輪以上の軽自動車の取得
に対しては、環境性能割を減免することができ
る。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第7条の3の4 第51条の6の規定による申告
納付については、当分の間、同条中「市長」と
あるのは、「愛知県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の
交付)

第7条の3の5 市は、愛知県が軽自動車税の環
境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために
要する費用を補償するため、法附則第29条の
16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱
費として愛知県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第7条の3の6 営業用の3輪以上の軽自動車に
対する第51条の4の規定の適用については、
当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右
欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第51
条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の
適用については、同号中「100分の3」とあ
るのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第7条の4 法附則第30条第1項に規定する3
輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初め
て道路運送車両法第60条第1項後段の規定に
よる車両番号の指定（以下この条において「初
回車両番号指定」という。）を受けた月から起

(軽自動車税の税率の特例)

第7条の4 法附則第30条第1項に規定する三
輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初め
て道路運送車両法第60条第1項後段の規定に
よる車両番号の指定（以下この条において「初
回車両番号指定」という。）を受けた月から起

算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第52条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<省略>	<省略>
------	------	------

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第52条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<省略>	<省略>
------	------	------

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第52条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	<省略>	<省略>
------	------	------

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第52条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第52条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第52条第2号ア	<省略>	<省略>
----------	------	------

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第52条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第52条第2号ア	<省略>	<省略>
----------	------	------

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第52条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第52条第2号ア	<省略>	<省略>
----------	------	------

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第52条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第2号ア	<省略>	<省略>	第52条第2号ア	<省略>	<省略>

第2条 瀬戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
附 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)			附 則 (軽自動車税の税率の特例)		
第7条の4 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が <u>最初</u> の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第52条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第7条の4 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が <u>初め</u> て道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第52条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第2号	3,900円	4,600円	第2号ア	3,900円	4,600円
ア(イ)				6,900円	8,200円
第2号	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円
ア(ウ)	10,800円	12,900円			
ア(a)				3,800円	4,500円
第2号	3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
ア(ウ)	5,000円	6,000円			
ア(b)					
			2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第52条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に		

掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第52条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第52条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円

	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定による附則第7条の4の改正規定及び附則第3条の規定
定 平成29年4月1日
- (2) 第1条の規定による附則第5条の2の5の改正規定及び附則第2条第1項の規定
定 平成30年1月1日
- (3) 第1条の規定による第16条の改正規定、第50条の改正規定、同条の次に第50条の2を加える改正規定、第50条の2を第51条の2に改める改正規定、同条の次に6条を加える改正規定、第52条、第53条及び第55条から第60条までの改正規定並びに附則第7条の3第1項の改正規定及び第2項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」とする改正規定、附則第7条の3の次に5条を加える改正規定並びに第2条の規定並びに附則第2条第2項及び附則第4条の規定
定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き第1条の規定による改正後の瀬戸市市税条例（以下「31年新条例」という。）附則第5条の2の5の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

2 31年新条例第16条の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始す

る連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 31年新条例附則第7条の4の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定及び第2条の規定による改正後の瀬戸市市税条例中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。